

第1条 乙はその所有する次の物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借することを約す。

物件名：①レンタカー（ライトバン）

②レンタカー（ロングバン）

第2条 前記物件の所有権は乙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

第3条 乙は前記物件につき、自己の負担で自動車総合保険の契約義務を負うものとする。

第4条 賃貸借料の請求は、当月分の請求を翌月に甲に請求するものとする。

第5条 甲は乙から支払請求があったときは、所定の手続きを経て30日以内に支払うものとする。

第6条 甲は乙が次の事項に一つでも該当するときは、契約を解除することができる。

- 1 乙が正当な理由なくして解約を申し出たとき。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、期限内に賃貸借業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 3 正当な事由なくして賃貸借業務に着手しないとき。
- 4 次の各号に該当するとき。
 - (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協

力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している
と認められるとき。

第7条 乙の責に帰すべき事故によって当物件を破損又は滅失したときは、全額乙が
負担するものとする。但し、甲の責に帰すべきときはこの限りではない。

第8条 乙はこの契約条項のほか沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）を遵守
するものとする。

第9条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項について
は、必要に応じ甲乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有す
る。

令和 年 月 日

甲 沖縄県西原町字上原 193 番地の 7
沖縄県立埋蔵文化財センター
所 長

乙 住所
会社名
役職名 氏名